

-内閣府(内閣府本府)、厚生労働省-

放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について(内閣総理大臣及び厚生労働大臣宛て)

過大に交付されていた交付金額(支出) 1億0060万円

1 放課後児童健全育成事業の概要等

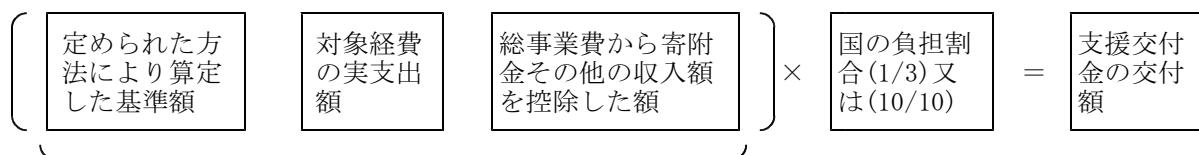
(1) 放課後児童健全育成事業の概要及び健全育成事業の開所の要件

放課後児童健全育成事業(同事業には複数の事業の種類があり、同事業と同じ名称であるものを「健全育成事業」)は、厚生労働省が定めた「放課後児童健全育成事業」の実施について(以下「実施要綱」)等に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、放課後や週末等に安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするものである。

実施要綱等によれば、健全育成事業を行う場所ごとに、開所している時間帯を通じて、一の支援の単位(この単位を「支援単位」)ごとに、一定の研修を修了した放課後児童支援員(以下「支援員」)を2人以上とすることなどとされ、開所する時間数については1日8時間以上等とされている(これらを「開所の要件」)。また、開所する日数は、一の支援単位当たり原則として年間250日以上開所することなどとされており、利用する児童が少数である土曜日等に複数の支援単位が一の支援単位として合同で健全育成事業を実施する場合、その日を複数の支援単位それぞれの開所日として取り扱うためには、支援単位ごとに支援員を2人以上とすることなどとされている。

(2) 子ども・子育て支援交付金の概要、交付額の算定及び実績報告等

内閣府が定めた「子ども・子育て支援交付金の交付について」(以下「交付要綱」)等によれば、実施要綱に定める放課後児童健全育成事業等(以下「交付金事業」)が子ども・子育て支援交付金(以下「支援交付金」)の対象とされている。そして、健全育成事業に係る基準額は、一の支援単位当たりの年額等を合算して算定することとなっている。支援交付金の交付額は、交付要綱に基づき、交付金事業の区分ごとに、次のとおり算定した額の合計額を交付額とすることなどとなっている。



これらのうちいづれか少ない額(基本額)

健全育成事業に係る一の支援単位当たりの年額等は、年間開所日数250日以上と年間開所日数200日から249日までとで算定方法が異なっていて、年間開所日数200日から249日までの場合は、一の支援単位当たりの年額の単価が、年間開所日数250日以上の場合よりも低額等となっている。

交付要綱によれば、支援交付金の事業実績の報告について、市町村長は、子ども・子育て支援交付金事業実績報告書(以下「実績報告書」)を都道府県知事に提出することとされている。都道府県知事は、市町村から実績報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、内閣総理大臣に提出することなどとされている。

2 本院の検査結果

平成30、令和元両年度に放課後児童健全育成事業に係る支援交付金(以下「交付金」)が交付された12都府県の47市町村(放課後児童健全育成事業の基本額計118億0095万円、交付金の交付額計40億7847万円)を対象として、同府、同省及び12都府県の47市町村において会計実地検査を行うなどした。

(1) 開所の要件を満たしていなかったことなどにより交付金が過大に交付されていた事態

47市町村のうち、18市町村(放課後児童健全育成事業の基本額計31億7237万円、交付金の交付額計10億9164万円)において、放課後児童クラブを利用する児童が少数である土曜日等について開所

の要件を満たしていなかったことなどにより、交付要綱等に基づく交付金の算定が適正に行われていなかった事態が見受けられた。これにより、交付金計1億0060万円が過大に交付されていた。

(2) 利用する児童が少数である土曜日等について開所の要件を満たしていなかった原因

13市町村は、複数の支援単位で構成される放課後児童クラブにおいて、複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、全ての支援単位において開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解しているなどして、利用する児童が少数である土曜日等における開所の要件の理解が十分でなかった。一方、残りの5市町は、開所の要件を理解していたものの、放課後児童クラブから報告を受けた開所日及び開所時間について、交付金の対象となる開所の要件を満たしているかの確認を十分に行うことなく、開所の要件を満たさない開所日及び開所時間を交付金の算定に用いていた。

(3) 厚生労働省における実施要綱等の周知の状況等

同省は、「放課後児童健全育成事業に係るQ&A」等(以下「Q&A」)を作成しており、新たな質問及び回答を追加する場合は、その都度、当該追加部分のみを新たに取りまとめて整理し、同省のウェブサイトに掲載して周知していた。一方、上記13市町村のQ&Aの確認状況をみたところ、Q&Aの内容を確認していなかったのが4市町、Q&Aの内容を確認したとしていたのが9市村となっていた。当該9市村については、Q&Aの内容を確認したとしていたにもかかわらず、開所の要件の理解が十分でなかったことになる。前記のとおり、健全育成事業に係る一の支援単位当たりの年額等が年間開所日数250日以上と年間開所日数200日から249日までとで算定方法が異なっていることから、利用する児童が少数である土曜日等を含んだ年間開所日数が250日程度であると交付額に影響する場合がある。したがって、Q&Aの各所に分散して掲載されている開所の要件に関する項目の説明を集約して示すなどの方法により開所の要件を周知徹底する必要がある。

(4) 市町村における開所日等の確認方法及び都府県における実績報告書の審査方法等

前記の18市町村のうち、13市町村は、利用する児童が少数である土曜日等について、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかを支援員等の出勤状況等の分かる根拠資料を用いて確認していなかった。また、同府は、この確認の方法等について、具体的に示していなかった。

そして、12都府県は、実績報告書の様式の不備や記載漏れがないかなどの形式面の審査は行っていたが、開所の要件を満たしているかの審査は行っていなかった。一方、実績報告書の審査を行う際に、都府県が全ての開所日等が開所の要件を満たしているかの根拠資料を市町村に提出させて審査を行うのは難しいと思料されることから、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかを確認するなどして効率的・効果的に審査を行う必要がある。

3 本院が要求する是正の処置及び求める是正改善の処置

同府及び同省において、交付金の算定等が適切に行われるよう、次のとおり、是正の処置を要求し及び是正改善の処置を求める。

- ア 同府において、交付金が過大に交付されていた18市町村に対して、過大に交付された交付金について返還手続を行わせること(会計検査院法第34条の規定により是正の処置を要求するもの)
- イ 同省において、市町村に対して、Q&Aにある開所の要件の説明を理解しやすいように集約して示すなどの方法により、利用する児童が少数である土曜日等に健全育成事業を実施する場合の開所の要件を周知徹底すること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)
- ウ 同府において、利用する児童が少数である土曜日等を含んだ年間開所日数が250日程度であったり、利用する児童が少数である土曜日等に合同で健全育成事業を実施した複数の支援単位で年間開所日数等が同じであったりするなどの交付額に影響しやすい場合に、開所日及び開所時間が開所の要件を満たしているかについて市町村が根拠資料を用いて確認するようにしたり、市町村が開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているかについて都道府県が必要な審査を行うようにしたりするための方策を講ずること(同法第34条の規定により是正改善の処置を求めるもの)